

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるとは、そ
の翌日)

目 次

- ◇告 示 生活保護法による医療機関の指定 (福祉保健課)
- 生活保護法による医療機関の変更 (ク)
- 生活保護法による診療所の廃止 (ク)
- 保安林の指定の解除予定 (森林保全課)
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)
- 屋外広告物法及び鳥取県屋外広告物条例違反物件の除却等に関する事務取扱要領 (ク)
- 違反広告物掲出物件の除却命令 (ク)
- 鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正 (会計課)
- 収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止 (ク)
- ◇公安告示 遊技機の型式の検定 (生活安全企画課)

告 示

鳥取県告示第七百二十七号

生活保護法 (昭和二十五年法律第四十四号) 第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則 (昭和二十五年厚生省令第二十一号) 第十二条の

規定により次のとおり告示する。

平成八年十月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
福永医院	気高郡青谷町大字青谷四三〇六一一	平成八年十月二日
岡空小児科医院	境港市浜ノ町二二七	平成八年十月十七日
すみれ薬局	米子市夜見町二九二一	平成八年十月十五日
老人保健施設しかの苑	気高郡鹿野町大字今市八〇	ク
訪問看護ステーション大栄	東伯郡大栄町大字瀬戸五三一一	ク

鳥取県告示第七百二十八号

生活保護法施行規則 (昭和二十五年厚生省令第二十一号) 第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成八年十月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
佐古眼科医院	米子市加茂町二丁目二七	平成八年十月十四日

鳥取県告示第七百二十九号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成八年十月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
福水医院	気高郡青谷町大字青谷四三〇六一一	平成八年八月三十一日

鳥取県告示第七百三十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年十月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
日野郡日野町久住字川東一〇七二の一七（国有林）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第七百三十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年十月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
平成八年六月二十日 鳥取県指令米土維十第九号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
米子市福市字四日市
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市錦町三丁目二二二一〇
カナートプロダクツ株式会社
代表取締役 谷本 賢司

鳥取県告示第七百三十二号

屋外広告物法及び鳥取県屋外広告物条例違反物件の除却等に関する事務取扱要領を次のように定める。

平成八年十月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

屋外広告物法及び鳥取県屋外広告物条例違反物件の除却等に関する事務取扱要領

第一 趣旨

この要領は、屋外広告物法（昭和二十四年法律第八十九号。以下「法」という。）及び鳥取県屋外広告物条例（昭和三十七年七月鳥取県条例第三十一号。以下「条例」という。）の規定に違反する屋外広告物（以下「広告物」という。）及び広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の除却及び除却後の処分に関し必要な事項を定めるものとする。

第二 はり紙の除却

土木事務所長は、条例に違反した広告物がはり紙であるときは、法第七条第三項の規定により当該はり紙を除却し、及び処分するものとする。

第三 はり札又は立看板の除却

一 土木事務所長は、条例に違反した広告物がはり札（法第七条第四項本文に規定するはり札をいう。以下同じ。）又は立看板（法第七条第四項本文に規定する立看板をいう。以下同じ。）であつて、はり札又は立看板を表示し、又は管理する者（以下「表示等」という。）を確知することができる場合は、表示者等に対し、土木事務所長が指定した日までに、当該はり札又は立看板を除却するよう指導するものとする。

二 土木事務所長は、前項に規定する日までに表示者等が除却しない場合又は条例に違反した広告物がはり札若しくは立看板であつてそれらの表示者等を確知することができない場合は、法第七条第四項の規定により当該はり札又は立看板を除却するものとする。

三 土木事務所長は、前項の規定により除却したはり札又は立看板を保管するものとする。表示者等が除却後七日以内に引き取らない場合は、これを処分するものとする。

四 土木事務所長は、前項に規定する処分をする場合には、あらかじめ、表示者等に対しその旨を通知しなければならない。ただし、表示者等が確知できない場合は、この限りでない。

第四 簡易除却できない広告物の除却

一 土木事務所長は、条例に違反した広告物がはり紙、はり札又は立看板以外の簡易除却（法第七条第三項又は第四項の規定による除却をいう。）できないもの（以下

「除却困難広告物」という。）であつて、除却困難広告物の表示者等を確知することができる場合は、表示者に対し、土木事務所長が指定した日までに、当該除却困難広告物を除却するよう指導するものとする。

二 土木事務所長は、条例に違反した広告物が除却困難広告物であつて、除却困難広告物の表示者等を過失がなくて確知することができない場合は、法第七条第二項の規定により、当該除却困難広告物を除却するものとする。

三 土木事務所長は、前項に規定する除却をする場合には、三十日以上期間を定め、これを除却すべき旨及びその期間内に除却しないときは、土木事務所長が除却する旨を告示しなければならない。

四 土木事務所長は、第二項の規定により除却した広告物を保管するものとする。除却困難広告物の表示者等が除却後七日以内に引き取らない場合は、これを処分するものとする。

五 土木事務所長は、前項に規定する処分をする場合には、あらかじめその旨を告示しなければならない。

第五 掲出物件の除却

一 土木事務所長は、条例に違反する広告物を掲出する物件を設置し、又は管理する者（以下「設置者等」という。）を確知することができる場合は、設置者等に対し、土木事務所長が指定した日までに当該物件を除却するよう指導するものとする。

二 土木事務所長は、条例に違反する広告物を掲出する物件の設置者等を過失がなくて確知することができないときは、法第七条第二項並びに条例第八条及び第九条の規定により当該物件を除却するものとする。

三 前項の規定により除却した物件には、第四の四及び五の規定を準用する。

附 則

この要領は、平成八年十月二十九日から施行する。

鳥取県告示第七百三十三号

鳥取県屋外広告物条例（昭和三十七年七月鳥取県条例第三十一号）第八条第一項の規定に基づき、次に掲げる広告物を掲出する物件を設置し、又は管理する者に対し、当該広告物を掲出する物件の除却を命ずるので、同条例第九条の規定により告示する。

なお、この告示の日から三十日以内に除却しないときは、米子土木事務所長が除却する。また、除却後七日以内に当該物件の引き取りがないときは、米子土木事務所長が処分する。

平成八年十月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

除却を命じる広告物を掲出する物件及びその所在地

一 「パーベキューハウス北野屋」の野立広告板を掲出する物件

米子市夜見町字砂浜四 無番地

二 「有限会社 あいおい」の野立広告板を掲出する物件

米子市夜見町字砂浜四 無番地

三 「陣兵食堂・古里の味・内田呉服店」の野立広告板を掲出する物件

米子市富益町八八一

鳥取県告示第七百三十四号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成八年十一月二十五日から施行する。

平成八年十月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号の表中

新通り支店 岩美郡国府町新通り

を

国府支店

岩美郡国府町宮下

に改める。

鳥取県告示第七百三十五号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成八年十月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

廃止年月日	住 所	名 称
平成八年十月二十七日	鳥取市賀露町二四二二	株式会社山陰合同銀行賀露支店

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十三号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成八年十月二十九日

鳥取県公安委員会委員長 牧 野 晋

申請者	氏名又は名称	株式会社平和				
	住所	群馬県桐生市広沢町二丁目3014-8				
遊技機の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 造 者 名	検 定 号	有 効 期 間	
	ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号 X	バスクイーンD 平 和	510213	平成8年10月29日 から3年間	

申請者	氏名又は名称	高砂電器産業株式会社				
	住所	大阪府大阪市鶴見区今津北四丁目9-10				
遊技機の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 造 者 名	検 定 号	有 効 期 間	
	回転式遊技機	規則第6条第2号 該当機	セゾンテイエブ ン	高砂電器産 業株式会社	640216	平成8年10月29日 から3年間

--	--